

# 第 129 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

日 時 平成 30 年 5 月 29 日 (火) 正午

場 所 (株)東京商品取引所 5 階会議室

議 案

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告 (案) 及び収支決算 (案) について

第 2 号議案 通常総会の開催について

その他 [報告事項]

以 上

# 平成 29 年度事業報告書（案）

〔 自 平成 29 年 4 月 1 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日 〕

平成 30 年 5 月



日本商品先物振興協会

第19回通常総会の開催（案）について

日 時 平成30年6月13日（水）午後2時～

場 所 (株)東京商品取引所 5階会議室  
東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

議 案

第1号議案 平成29年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

第2号議案 役員の改選について

以 上

日本商品先物振興協会  
会員役員候補者  
(役員選考委員会 選考結果)

理事候補者 (定数: 6人以上 10人以内。うち会員外理事 2名)

【現理事】 (全員留任)

岡 地 和 道	岡地(株) 代表取締役社長
古 田 省 三	岡藤商事(株) 取締役相談役
姫 野 健 一	岡安商事(株) 取締役社長
有 馬 誠 吾	(株)コムテックス 代表取締役社長
依 田 年 晃	サンワード貿易(株) 代表取締役社長
二 家 勝 明	日産証券(株) 代表取締役会長
細 金 英 光	(株)フジトミ 代表取締役社長
多々良 實 夫	豊商事(株) 代表取締役会長

(会員名による 50音順)

以上 8名

監事候補者 (定数: 2人又は 3人。うち会員外監事 1名)

【現監事】 留任

釣 持 宏 昭	北辰物産(株) 代表取締役社長
---------	-----------------

以 上

第29回投資等ワーキング・グループ  
議事概要 (抜粋)

1. 日時：平成30年4月27日（金）14:00～15:01
2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
3. 出席者：  
(委員) 原英史（座長）、大田弘子（議長）、飯田泰之、森下竜一  
(政府) 前川内閣府審議官  
(事務局) 田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、  
西川参事官  
(ヒアリング)  
経済産業省商務・サービスG 戸邊千広参事官  
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会取引監視課 木尾修文取引制度企画室長  
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 小川要電力産業・市場室長
4. 議題：  
(開会)  
議題1 エネルギー分野の規制改革  
(閉会)
5. 議事概要：  
○西川参事官 それでは、規制改革推進会議、第29回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。  
委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。  
本日は、大田議長が出席でございます。  
吉田座長代理、八代委員、村上専門委員、角川専門委員は、所用により御欠席とのことです。  
ここからの進行を原座長、お願いいたします。  
○原座長 本日の議題は「エネルギー分野の規制改革」です。  
先日、ガスシステム改革についてのお話を伺いましたが、今日は、電力システム改革についての話を伺いたいと思っております。電力システム改革のこれまでの成果、卸電力市場改革、電力先物市場の準備状況などについて経済産業省からお話を伺えればと思います。  
では、よろしくお願ひいたします。  
○経済産業省（小川室長） それでは、お手元に、全部で3つ資料があります。まず、私

括原価の時代に作られた発電所というのがたくさんある中でなのですけれども、これは歐米の例を見ても自由化が進んでいって、更に再エネも入ってきて、こういった大きな発電能力が、発電所の投資が相当抑制される傾向にあるというところでの、そういった投資をしっかりと確保していく仕組み作りというのが残された課題としては大きいと思っています。

加えてということでいいますと、再エネ導入のための送配電の、これまた投資というところで、そういった点にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○原座長 ありがとうございました。

では、資料1-1と1-2について、他にいかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。

よろしければ、参考資料1の説明を私から簡単にさせていただければと思います。

「電力先物市場 参考データ」という資料でございます。この紙をお配りした問題意識を少しだけお話しします。

電力先物市場、先ほどの資料でも御紹介がありましたように、電力の自由化を進めることに伴って、価格指標の形成やリスクヘッジなどの観点で先物市場を整備するというの大変重要な課題だと認識をしております。

そのときに、電力先物市場は、他国でも既に整備されていますけれども、他の分野の先物市場と異なる大きな特徴は、電力会社などの巨大なプレイヤーが出てきて、1件当たりの取引額も大変大きいことだと理解をしています。

また、経済産業省さんでは、電力先物だけではなくて、LNGなどの燃料も含めた総合的なエネルギー先物市場の整備についても問題意識を持って検討をされているということだと思っております。

① その中で、お配りをしている一番最初は、東京商品取引所の経営状態でございますが、2008年度から9期連続で赤字が続いている。それから、キャッシュの残高を見ても、2011年の150億から2017年で54億でしょうか、財務状態は急速に悪化をしてきているということなのだと思います。

② 一方で、下のところで海外の取引所との取引規模の比較のデータをお示ししております。電力先物を含めてエネルギー市場を開設している海外の市場を見ますと、例えば、CME、シカゴ・マーカンタイル取引所ですと、東京商品取引所の約100倍の規模、また、ICEについても約10倍の規模という全く比較にならないような取引規模で運営がされていると理解をしております。

③ そんな中で、これから商品先物市場をどう立ち上げて運営をしていくのか、競争力のある電力先物市場をサステイナブルな形で運営していくことをどう検討されているのかということについての、検討状況を教えていただければと思っています。

それから、次のページにもう一つその延長の話でありますけれども、クリアリング機関の比較も付けております。

最後のところで、先ほどの御説明の中でもクリアリングハウスの財務基盤の確保のお話

④ がございました。これもデータでお示しをいたしますと、商品取引関係のJCCHさんの場合は資本金が6.3億円、日本証券クリアリング機構は89.5億円という大きな差がある中で、電力先物市場を立ち上げたときのクリアリング機関をどう設計されるのか、運営されるのかということについても、是非お考えをお聞かせいただければと思っております。

○経済産業省（戸邊参事官） まず、1点目のサステイナブルな取引所ということでございます。

⑤ 過去の経営状況、いろいろ勧誘規制の強化、それから、収益構造を申し上げますと、やはり金の一本足打法というか、貴金属に依存している、そういう収益構造から、こういった経営状況と見ておるわけなのですけれども、そういう中で、これは、我々経済産業省としては、エネルギー政策上、電力先物、こういったものについては、政策的にも非常に重要だと考えているところでございます。

⑥ こういった中で、これは、取引所が申請を出してきてやるので、まだ、正確に言うと、TOCOMでやりますというところでは、まだ現時点ではないのですけれども、TOCOMの経営計画を見ますと、金の一本足打法ではなくて、やはり、電力という、これから大きく伸びる市場について電力の先物市場として立ち上げて、もう一つ大きな柱としていくという経営計画を立てているというふうに認識をしております。

それで、すぐ電力がうまく収益が上がるのかというところでございますけれども、こればかりは、正直、やってみないと分かりませんけれども、他国の例を見ると、NASDAQとか、EEXというヨーロッパでございますけれども、そのスポット市場が伸びていくと、傾向的には、当然、先物市場の取引量も増加しておりますし、また、そのスポット市場の取引量の数倍といった規模になっているという現実はございます。

ただ、これも日本の電力市場は、他国と違って幾つか市場もできますので、そこがそのまま当てはまるわけではないと思っておりますけれども、一応、そういう現物の卸市場が発展していくと、先物市場というのも伸びていくというのが言えるのかなと思っております。

電力先物検討会の中でも、先ほど座長の方から御指摘のあった燃料と先物との関係というところでございまして、これにつきましては、検討会の中でも電力会社から海外取引所との連携による、例えば、燃料と電力の証拠金の相殺のメリットなどが指摘されまして、これについて、今後、取引所でも具体化に向けた検討がなされると認識しております。

取引所は、純粋民間の株式会社でありますので、国が指導するというよりは、まずは市場参加者のニーズを踏まえて、どこと連携してやっていくのかといったところを取引所が、まずは検討をされるべきことだと考えている次第でございます。

それから、クリアリングの御指摘でございます。まず、現状は、正に金とか原油とか、それなりの相当な規模で取引をやっている中でクリアリングをやっているのですけれども、これは、先ほどの資料の中で、4ページ目の6.の(2)のところに、クリアリング体制

が必要だということで①の取引証拠金、②の清算預託金云々と書いてございます。

この証拠金の取り方とか、清算預託金の取り方につきましては、基本的には、今、お話をありましたJPXであるとか、CMEとかICEとか、ああいったところの考え方と同じでございます。

また、クリアリングメンバー、これもしっかりしたところに入つてもらわなければいけませんけれども、このクリアリングメンバーに課する純資産の要件とか、こういったものについても、基本的には遜色ございません。

それが、今はいいのだけれども、電力が入ってきて、非常に取引が大きくなつたときはどうなるのかというところでございますが、これについては、正に電力の取引量が伸びていく中で、商品取引所の方で、この財務基盤をより強化する必要があるならば、その基盤の強化の仕方として、いろいろ方法があるかと思いますけれども、そういったことを検討していただくということかなというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○原座長 今、お話を中で、まず、TOCOMさんの判断、申請の問題ですというお話をございました。その上で、そのお話を中で、金の一本足打法からの脱却というお話をございました。

⑦ が、伺つていて大変違和感がありました。一本足打法から脱却して経営を再建するための方策として電力先物を上場するというようなことであつてよろしいのでしょうか。これは、経済産業省さんとして、そういうことでよろしいのかというのは、是非お伺いしたい。

質問をあと何点か申し上げたいと思いますけれども、もともとの御検討されてきた背景からすれば、電力システム改革の流れの中で、電力先物市場を政策的な観点からサステナブルなしっかりした形で立ち上げ、運営をしていかないといけないという政策判断がなされているのだと思います。その中で、この市場がどうあるべきか、経済産業省さんの御判断、政策判断を是非お聞かせいただきたい。

⑧ あと、先ほど御紹介しようとしましたけれども、参考資料の一番最後のところで、未来投資戦略2017の関連の記載を入れていますけれども、その中でも総合取引所を可及的速やかに実現するとともに電力先物などの円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組むといった決定もなされていたと認識しております。

このような総合取引所については、今、どう検討されていて、どうお考えになつていらっしゃるのか。また、先ほど海外取引所との連携についても触れられましたが、海外取引所との連携については、経済産業省さんとしてはどうお考えになつてているのか、これも教えていただければと思います。

最後にもう一点、先ほどの最初のお話の中で、スケジュールがよく分からなかつたのですが、これからのお話に向つてのスケジュールを今、どうお考えになつてているのかもあわせて教えていただければと思います。

○経済産業省（戸邊参事官） すみません、最初の一本足打法のところの説明が不十分だったかもしれません、そういう意味では、経済産業省としては、正に2点目の御質問だ

と思うのですけれども、エネルギー政策上、エネルギー市場、先物市場というのが非常に重要だと。正にエネルギーの安定供給、それから電力自由化、システム改革の更なる進展のための正に基盤整備、その価格指標、それからヘッジ機能、産業インフラとして、これはやらなければいけないという判断がございます。

そういう中で、今、既存の商品取引所というのが、先物市場の創設の申請というのがあれば、それは、我々、商品先物取引法に基づいて許認可のプロセスに入っていくということをございます。

総合エネルギー先物市場でございますけれども、ここは、少し前にLNGにつきまして、実は店頭先物という形ですけれども、開設をしたところでございます。

ただ、実は、そこでの約定件数というのは、まだ1件しかございません。そういう意味では、総合エネルギー市場、燃料を国内で全て完結してやるべきなのか、やはり、それは既に海外で確立している燃料先物市場、それを活用してというか、むしろそれを使って燃料の方はヘッジをしていただくと。国内の電力の方は、これは、国内の方に密接に絡みますのでやるというところで、必ずしも総合エネルギー先物市場というのが国内だけでやるものではないのではないかという認識でございます。

9 海外取引所との連携が、これは、一義的には、民間企業の取引所の方で考えるべき話と申し上げましたけれども、当然、海外の取引所との間で、取引所同士でコミュニケーションをとっていく中で、当局としての関与が必要な場面が出てきた場合においては、それは官民一体となってやっていきたいと思っておりますし、実は、LNGの店頭市場は、クリアリング機能をCMEにお願いしているわけでございます。そういったCMEにお願いする過程においても、それは経済産業省としていろいろと先方とやりとりをした経緯もございますので、当局としての関与が必要な場面が出てきた場合においては、当然、積極的にやっていきたいと思います。

いずれにしても、市場参加者が使いやすいもの、それで、できるだけ多くの参加者、エネルギー市場に入つてもらうということが重要だと考えておりますので、それを優先するのであれば、それは海外とどういう形で連携していくのかという話になるのではないかと考えております。

10 それから、スケジュールの御質問がございました。商品取引所の方は、外に向かって秋ぐらいにはやりたいというようなお話をされているようなのですけれども、これは、当然許認可プロセスがありますので、それは、国としていつになるかというのではありません。

この検討会の報告書にもございますように、そもそも取引参加者をどこまで広げるのかというところで、電力会社の方は、まず、プロでやるべきなのではないかという意見が結構多かったのも事実でございますので、そういった電力会社のニーズも、これは、やはり使ってもらう市場でないと意味がありませんので、そういったニーズを踏まえてやっていただとか、そういういろいろな論点が、まだありますので、そういった議論がある程度収束してそういう申請が上がつてくれれば、許認可のプロセスに入っていくのかなと。そ

いう申請が上がってくれば、まだ、その調整がなされていないというか、今、調整をしている段階だと認識をしています。

以上でございます。

○原座長 あと、総合取引所について。

○経済産業省（戸邊参事官） 総合取引所につきましては、関係省庁では、可能な限り早期に目指していくという考え方を共有しておりますが、経済産業省といたしましては、先ほど申し上げましたエネルギー政策、電力先物市場の創設、これが大事だと思っておりますので、電力先物市場の創設を担保できる形での総合取の実現というのを目指すべきなのではないかと思っております。

その際、先ほど来、少しお話のありました海外の燃料先物市場、この連携、これが課題として挙げられておりますので、その観点からの検討も重要だと認識しておる次第でございます。

ちなみに2016年、ですから一昨年の秋からJPXの取引システムとは共有化をしております。また、昨年度からは、大阪取引所の元役員の方に、社外取締役に入っていただくといったことで、TOCOMとJPXの間でのシステムとか、人材の面での連携というのは、今、始められているところだと認識をしているところでございます。

いずれにしましても、グローバル競争に対応できる取引所あるいは市場参加者の利便性向上、それから、価格ヘッジ機能といった産業インフラの整備の観点、この観点から取引所の取組というのを後押ししてまいりたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○大田議長 今の座長の質問に関連して、再度お聞きします。先物市場を作るのは大変結構ですが、座長も言われたように、電力会社のような大きいプレイヤーも入ってきて、1件当たりの取引金額も大きくなる。本当に今のTOMOCが人的資源、資本力、経験、こういう点でサステイナブルに担い得るのか、経済産業省はどう考えになるのかが1つ目の質問です。

2つ目は、訟迦に説法ですが、取引所が国境を越えて統合するということの理由の1つは、システム投資が巨額に上るということがあります。TOCOMのシステム性能は、果たして十分なのか、海外と比べて遜色ないレベルであるのかどうか、できればデータで、今日でなくて結構ですから、示していただければと思います。

14 3つ目、総合取引所は、既に2008年に、1年間の検討の後、速やかに実現すると骨太の方針に書かれておりました。まだ、いまだに同じようなことが書かれていると。前身の規制改革会議で、たしか2013年だったと思いますが、改めて総合取引所についてヒアリングをしたとき、経済産業省は反対を示されたのですが、今も反対なのかどうか。総合取引所の設立は本当に遅過ぎます。これから総合取引所を作っても、国際競争力はないと思いますが、それでも実現することは不可欠です。いまだに経済産業省は反対なのか、反対の場合はその理由は何なのかをお教えください。

○経済産業省（戸邊参事官） まず、1点目の人的資源、経験、資本力という観点からTOCOMのサステイナブル体制がどうだという御質問でございます。

なかなか経営のデータ上の御質問だということで、難しいのですけれども、少なくとも商品取引所という、これまでやってきたリソースや経験といったところについては、これは、今の国内においては、商品取引所としては、やはり、他に代わるものはないのかなと思っております。

当然、エネルギー、この分野については新しいものですので、海外あるいは国内の現物とか市場ともいろいろ学びながらやっていかなければいけないと思いますけれども、そういう新しい分野については、他のところにも学びつつやるというところで、今、当面あるいはすぐ近い将来、経営上、どうなるというふうには我々としてはまだ考えておりませんので、そこについては、今、申し上げた既存の商品、それから、新しいものについて、もし、TOCOMがやるということでやってくるのであれば、それは法律に基づいて判断をさせていただくということになるのかなと思っております。

それから、2点目のシステム、これは先生、TOCOMのシステムが。

○大田議長 取引にかかる時間であるとかについて。

○経済産業省（戸邊参事官） 分かりました。そこにつきましては、また、後ほどお出しますけれども、グローバルな取引システムと引けをとらないものでございます。

なぜかと申しますと、今、JPXと同じシステムを使っておりまして、それで、JPXのシステムも、実は海外の主要なシステムでございますので、そこをシステム面でのスペックというか、そういった面での見劣りというか、それはないと認識しております。

⑯ それから、総合取引所に対する経済産業省のスタンスでございますけれども、これは、少なくとも反対ということは言っていないのではないかと思っておりまして、今というか、過去のものもそうですけれども、スタンスとしては、エネルギー、電力先物市場の創設と、この総合取引所というものを、それは両立をしなければいけないのだろうというスタンスでございます。

ですので、そういう意味では、今、電力先物市場というのが、今回のこういった検討会で方向性がある程度見えてきた中で、それは、そういったことがやれるのを担保しながら総合取引所、この総合取引所というのがどういう意味かといったとき、国内だけの話なのか、いや、海外も含めてグローバルに生き残るのかというところの話もあると思うのですけれども、そういうグローバル競争に勝てる取引所、それで、市場参加者の利便性の向上も図れる取引所といったことを目指していくべきなのではないかと考える次第でございます。

○森下委員 今、お話を聞いていると、逆にTOCOMさんの経営状態が心配になるようなお話の仕方だと思わなくもないのですけれども、マーケットを今回、新しく先物市場を作ったとして、どれぐらいの期間、どれぐらいの売り上げサイズで伸びていくという予測なのですかね。

18

○経済産業省（戸邊参事官） それは、今、国としては、見通しは立てておりません。  
○森下委員 立てなくて経営状態の話ができるのですか、システムにかかる費用とかも、通常はそこにかかってくると思うのですけれども、手数料を含めて、普通そこから全部計算がきますね。それなしで計算ができるというのは、ちょっと信じがたいのですけれども。

○経済産業省（戸邊参事官） そこが正に、これから参加者の認識も得られて、先物市場を立ち上げると言って、システムの投資と、投資は、多分、今、始めているのだと思うのですけれども、投資と手数料をどうするのか、あるいはどう見込むのかというところが、まず、取引所の方で考えるというふうに。

19

○森下委員 でも、先ほどの説明のように、金と並ぶような商品にする、一本足打法から脱却するというのであれば、それなりに大きなものになるという予測があつて言われているわけですね。既にシステムを作り始めているのであれば、その予測なしにシステムを民間企業が作ると、とても思えないで、TOCOMさんは、少なくともお持ちなのでしょう。それも経済産業省さんは、御存じないという感覚なのですか。

○経済産業省（戸邊参事官） TOCOMの、彼らの試算というのはあると思います。

○森下委員 それは、共有されていないのですか、ちょっと信じがたいお話ですけれども。

○経済産業省（戸邊参事官） 共有は、そういう意味だとされてはいます。

○森下委員 何か言えない理由があるのですか。

○経済産業省（戸邊参事官） そこが経済産業省として、飽くまでそれはTOCOMの参考データでございますので。

○森下委員 ごめんなさい、ちょっと納得できないのだけれども、後で、先方の数字でいいので教えてもらえばと。何かすごく奥歯に物が挟まる理由があるのですか。聞いてはいけない話をてしまったのか。

○経済産業省（戸邊参事官） いやいや、そういうわけではございませんので、すみません、そこはちょっと検討させていただきます。

○大田議長 ありがとうございます。

総合取引所には賛成でいらっしゃるというお話でしたので、未来投資戦略2017に書かれた「総合取引所を可及的速やかに実現する」と、この部分は具体的に検討をしておられるのですね、これは、先ほどの原座長の質問です。

○経済産業省（戸邊参事官） そこについてなのですが、法律は改正をされていますので、金融商品取引所が金等の商品を上場しようとする場合、これは、経済産業省とか農林水産省の同意が必要とはなっていますけれども、現時点で、具体的な上場案件があって、それに対して同意をしなかったという事実はございませんので、本件については、まず、取引所の経営判断として、どういった総合取引所というのですか、そういうのをやっていくのかと、続いてどの商品を上場するのかといった点を検討いただくという、そういう順序だと認識しております。

○原座長 もう一回お願いします。

○大田議長 よく分かりませんでした。

○経済産業省（戸邊参事官） 法律上、金融商品取引所が、金とかそういったものを上場しようとする場合、これは、経済産業省とか農林水産省の同意が必要になりますけれども、現時点で、具体的な上場案件があつて、それに対して我々が反対しているとか、そういう事実はございませんので。

○原座長 それは、総合取引所の実現をどうしようとされているのですか。お待ちになつているということを言われたのかなと思いましたが、それは、総合取引所の実現に向かつていないです。

○経済産業省（戸邊参事官） そういう意味だと、具体的に、今、国がこうしようというところは、そういうことはなされていないというのは、そのとおりでございます。

○原座長 実現に向けた取組は、やはり、なされていないと、反対はしないけれども、何もしていないというのが現状なのかなというように理解をいたしました。

もう大分、会議の終了時間が近づいてきてしまつておりますが、ともかく問題は共有いただいているように、電力先物市場は、政策的にきちんと整備をして立ち上げないといけないということなのだと思います。

ただ、残念ながら、その先は、私たちと、経済産業省のおっしゃっていることが相当ずれています。TOCOMさんが申請するのを待っていますと、このまま単独で何とかなると思いますと、一本足打法から脱却するために、私たち頑張ってみますというので申請が出されできたら、経済産業省さんはどう対応されるのでしょうか。それで、総合取引所を実現する、あるいはさつき少し言及されたように、海外の取引所としっかりと提携をするといったことを、もっと経済産業省さんでリードしてお考えいただかないと、電力先物市場がきちんと立ち上がらないのではないかという危惧を強く持ちました。

ですので、この点は、今日はもう時間でございますけれども、引き続きまた議論をさせていただければと思います。

あと、よろしゅうございましょうか。

では、ありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また、別途、御案内を差し上げます。

## 電力先物市場 参考データ

投資等ワーキング・グループ

座長 原 英史

## TOCOMの経営状態

・2008年度から9期連続赤字(10期連続の可能性)。

(年度)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017 前半
単体当期 純損益 (億円)	▲2.9	▲0.6	▲9.4	▲4.4	▲2.0	▲11.2	▲3.5
連結	▲2.1	0.2	▲9.1	0.4	▲4.9	▲11.0	▲3.3

・キャッシュ(資産の現預金)も、2011年3月の150億円から2017年9月は54億円まで3分の1に減少。

## 海外取引所などとの取引規模の比較

・取引規模は、CME(シカゴ・マーカンタイル取引所)はTOCOMの約100倍、ICE(インターベンチャーネタル取引所)やJPX(日本取引所グループ)は約10倍の規模。

・CMEやICEは、すでに電力、天然ガス及び石炭の先物市場も完備。

## (取引証拠金の預託額)

取引所 (清算機関)	TOCOM (JCCH)	JPX (JSCC)	CME (CME Clearing)	ICE US (ICE clear)	EEX (ECC AG)
証拠金額	約1600億円	約1兆6400億円	約14兆9600億円	約1兆5000億円	約3300億円
取扱商品	金、石油など	金融	貴金属、エネルギー全般、金融	貴金属、エネルギー全般、金融	電力、ガス、石炭
備考			・110円/ドルで換算	・110円/ドルで換算	・130円/ユーロで換算 ・エネルギーのみの市場

(出典)「電力先物市場の在り方に関する検討会報告書」(平成30年4月経済産業省)P34の表を基に作成

## クリアリング機関の比較

	JCCH (日本商品清算機構)	JSCC (日本証券クリアリング機構)
資本金	6.3 億円	89.5 億円

## 未来投資戦略 2017 の記載

「電力先物取引が LNG その他のエネルギー先物取引とできるだけワンストップで行われる環境を整備する観点も踏まえながら電力先物取引の検討を行う。」  
「総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・ LNG 先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む」

以上

## エネルギー分野の規制改革に関する意見

平成30年5月18日  
規制改革推進会議

### 1. 改革の必要性

電力システムは、広域的運営推進機関の設立から小売全面自由化を経て、2020年に予定される発送電分離まで、スケジュールに沿って改革が行われている。卸市場活性化など競争促進のための取組も進められてきたが、価格メカニズムが機能する競争的市場の実現にはまだ多くの課題がある。

重要な課題の一つが、電力先物市場の創設である。電力先物は、自由化に伴う価格変動リスクに対応するために欠かせない。このため、電力システム改革がスタートした2015年から上場についての議論が行われ、既に具体的な検討もなされている。しかし、公正・透明な価格形成の機能を持ち、市場参加者の信頼を得る先物市場にするには、それにふさわしい取引所が必須である。この観点から、電力先物市場の取引所の在り方について、2.の提言を行う。

他方、ガスシステムは、2017年4月に都市ガスの小売全面自由化が行われたものの、家庭向けに供給する新規事業者は18社（2018年3月末。予定含む）、他社へのスイッチング率は3%（2018年2月まで）など、いまだその成果は限定的である。競争促進のための取組は不十分なものにとどまっており、今後のスケジュールも決められていない。都市ガスは、供給区域が国土の約6%（全世帯の67%）を占めるに過ぎないことや、ごく少数の大手企業と多数の中小企業からなる市場であることなど、電力とは市場構造が大きく異なるという難しさもある。

しかし、一段の競争促進のために取り組むべき課題は多い。利用者がガスシステム改革の恩恵を享受するために、少なくとも、3.に提言する課題に取り組むべきである。ガス料金の低廉化のみならず、電力とガスの組合せ、ガスと他のサービスとの組合せなど、多様なエネルギー関連サービスを享受できるよう、早急に具体策を検討し、電力と歩調を合わせたシステム改革を行うべきである。

### 2. 電力先物市場の在り方について

経済産業省が設置した「電力先物市場の在り方に関する検討会」は、本年4月に報告書を取りまとめた。そこでは、商品取引所において電気事業者等との間で上場に向けた議論を早急に深めるべきとされている。

しかし、現時点で上場が想定される東京商品取引所は、発足から2017年3月期までの5年間のうち3期で連結最終赤字を計上するなど、経営不振が続いているとみられる。海外の取引所と比較して、取引規模も著しく小さい。例えば、清算機関である日本商品清算機構における取引証拠金の預託金額は、CMEグループ（シカゴ・マーカンタイル取引所など米国内の4取引所）の清算機関の約90分の1、ICE（インターベンチナル取引所）の米国清算機関の約9分の1に過ぎない。

電力先物市場では、電力会社などの巨大なプレイヤーが参加し、1件当たりの取引も大規模になることが見込まれる。資本力、人的資源、経験等の面からみて、東京商品取引所のみで信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場を形成するには課題が多いと言わざるを得ない。また、電力会社の内部情報を用いたインサイダー取引のおそれなど、他の商品先物市場に比べ、不公正取引への対応も重要である。

電力先物の上場は、電力システム改革を実現させるための重要な要素である。多くの市場参加者により十分な流動性を確保し、公正・透明な価格の形成機能を担わねばならない。これらを取引所が実現できず、また取引関係者の十分な理解を得られないまま、拙速に電力先物を上場させることがあるべきでない。電力先物市場の創設が、東京商品取引所の経営改善の手段として利用されるようなことは断じてあってはならない。電力システム改革を成功させる観点から、電力先物の上場の在り方を検討すべきである。

したがって、国は、公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、不公正取引対策の整備のほか、東京商品取引所単独での取組にこだわらず、実績のある海外の取引所との緊密な提携や総合取引所の創設など上場に向けた所要の整備を行うべきである。

### 3. ガス小売市場における競争促進のために

#### (1) 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行

我が国では「標準熱量制（注1）」が採用され、LNGにLPGを添加して熱量を調整したガスでなければ、都市ガス事業者（一般ガス導管事業者）の導管（パイプライン）に流通させることができない。また、都市ガス事業者以外の者による導管網の整備も一定の範囲に制限されている（注2）。これらの結果、LNGを輸入して都市ガスの小売供給を行う事業者にとっては、熱量調整設備の確保が実質的な参入要件、参入障壁となっている。

一方、欧州各国や韓国など諸外国では、一定の範囲（バンド）内の熱量で都市ガスを供給することができる「熱量バンド制」が採用されている。現行の標準熱量制をやめ、熱量バンド制に移行すれば、小売事業者の新規参入を促すだけではなく、熱量調整に要する費用が軽減し、ガス料金の引下げにつながる可能性がある。また、熱量が異なる導管でも広域的に接続しやすくなり、地域間の競争が促進される。工業炉など微妙な熱量調整を必要とする需要家は存在するが、一部の需要家のためガス全体の熱量調整をするのは無駄で

## 規制改革推進会議（第32回）終了後記者会見 議事概要

1. 日時：平成30年5月18日（金）18:05～18:35

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用220会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、原英史座長

4. 議事概要：

○大田議長 お待たせいたしました。

ただいま「規制改革推進会議」第32回会合が終わりました。

本日のテーマは2つです。

1つは、先日意見書を出しました「官民データ活用の推進」について、総務省、内閣官房（IT総合戦略室）、個人情報保護委員会事務局からヒアリングを行いました。

もう一つは「エネルギー分野の規制改革」について、意見書を決定いたしました。これはいずれも投資等ワーキング・グループで議論してきましたことですので、原座長より御説明をお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

まず、官民データの活用でございます。これは前回、意見書を出したときにも御説明いたしましたけれども、今の個人データの保護や活用についてのルールは、誰が持っているデータかによって違う法体系で規律されることになっています。民間事業者が持っているデータについては個人情報保護法という法律、国の行政機関や独立行政法人が持っているデータについては行政機関個人情報保護法などの法律、これはまた別の法律があるのです。それから、自治体が持っているデータがあります。例えば学校とか自治体立の病院とか、そういったところが持っているデータについては、それぞれの自治体の条例で規律をされる。そういうルールになっていまして、データの活用は割と最近の課題で、もともと個人情報の保護が課題だったわけですが、その時代からずっと法律が別々、条例ごとということになっていたのです。

ここ数年の課題として、ビッグデータの活用が大きな問題になってきました。さまざまな公的な機関や民間の事業者などが持っているデータを集めて、それを分析、解析して、さまざまな形で活用していく。これから成長戦略の大きな柱として、ビッグデータの活用であるわけです。ビッグデータの活用のためにどういうルールの整備をするのか。この検討がここ数年間なされ、これは前回もお話をしたと思いますが、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法については、それぞれ法律の改正をやってルールの整備がなされ、ことしの春から施行されているわけです。残っている問題が自治体の持っているデータで、これをどう活用するかというところで、この議論をずっとやってきましたという背景です。

ざいますが、電力、ガスの自由化はここ数年間の規制改革の中で、大きな規制改革の一つでありました。その状況と成果を私たちのワーキング・グループで検証してきたわけですが、端的に申し上げれば、電力システム改革は順調に進んでいるということです。この紙の最初にも書いてありますように、広域的運営推進機関の設立から始まって、小売全面自由化に至るまで、さらに2020年には発送電分離が予定されているということで、スケジュールに沿って改革がきちんと進められています。その成果も相当程度上がっているということです。

一方で、ガスのほうはまだまだ課題が多く残っているということです。「他方、ガスシステムは」という1ページ目の真ん中あたりでございますけれども、成果として見ると、小売の全面自由化は一応2017年になされたのですが、新規事業者はまだ18社にとどまっているとか、他社へのスイッチングの率は3%とか、成果はまだまだ限定的である。競争促進のための取り組みも、本来なされてよいのではないかという取り組みも不十分なものにとどまっていて、スケジュールも決まっていないことが多く残されている。そういうのが全般の認識でございます。

電力、ガスそれぞれについて申し上げますと、まず、2で電力先物市場のあり方を挙げています。電力は順調に進んでいるのですが、残されている重要な課題の一つが電力先物市場です。さらに自由化の実効性を高めていくためには、市場の機能を高めなければいけません。自由化をすることは価格が変動することになりますので、価格変動に対応できる先物市場が大変重要な要素になるわけです。ところが、残念ながら、先物市場の準備状況がどうもおかしなことになっているということでございます。

資料の2ページ目あたりに「現時点で上場が想定される東京商品取引所は」というあたりに書いておりますが、数年間にわたって赤字が続いている東京商品取引所で現在、電力先物の上場が想定されています。その経営の立て直しのために電力先物を使おうとしているのではないかという疑念が否めません。裏を返せば、しっかりと機能する電力先物市場が整備されるのかどうかが疑わしいということでございます。

海外の取引所との比較も挙げておりますが、海外で同じような電力先物市場を運営している取引所の規模は、東京商品取引所とは桁が違う規模なわけです。今、東京商品取引所単独で電力先物の上場をやって、きちんと機能できるのかどうか疑わしい。

2ページの真ん中あたりに「したがって」という段がございますけれども、私たちの意見で求めているのは、しっかりとした電力先物市場を実現するためには、不公正取引対策、インサイダー取引の体制の整備なども重要で、しっかりとやらないといけない。また、東京商品取引所単独での取り組みにこだわらずに、実績のある海外の取引所と緊密に提携する。また、総合取引所の創設。総合取引所についても、過去数年議論があって、前体制の規制改革会議でもこの総合取引所は取り上げられた課題ですけれども、まだ進んでいません。電力先物市場の上場に向けて、海外の取引所の連携あるいは総合取引所を創設して、しっかりとした体制のもとで先物市場を運営することが必要ではないか。これが今回の意見書

原座長

# 未来投資戦略 2017

—Society 5.0 の実現に向けた改革—

平成 29 年 6 月 9 日

- ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については2018年5月1日のT+1化、株式・社債等については2019年4月又は5月のT+2化の実施に向けた、日本証券業協会等による各種の取組の着実な実施を促す。
- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。

カ) 金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化

金融規制に関する国際的な議論が、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立といった日本の考え方と整合的なものとなるよう努めていく。また、低金利環境やテクノロジーの進化など、国内外で共通する環境変化に対応した金融規制・監督の在り方に関して国際的な意見発信などを行い、議論に貢献する。加えて、金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、海外当局との間の監督協力・技術協力を強化するほか、「グローバル金融連携センター」における新興国当局職員の受入れを通じて知日派を着実に育成する。

キ) 東京国際金融センター構想の推進

金融面において、東京が魅力あるビジネスの場として認知され、世界中から人材、情報、資金の集まる拠点として発展していくことは重要である。こうした観点からは、年金基金などの世界有数のアセットオーナーの存在が我が国の強みの一つと考えられる。これを踏まえ、日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等について、金融業の登録申請等をスムーズに進め、「ファストエントリー」を実現するため、金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していく。

また、その際、海外当局との連携を強化し、海外で実績のある海外資産運用業者の円滑かつスピーディーな登録を図る。

さらに、我が国の国際的なプレゼンスを高め、東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、本年4月、金融分野における国際機関の事務局としては初めて我が国に開設された IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を引き続き行っていく。

ク) 個人型確定拠出年金（iDeCo）や企業年金等の普及・充実

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の円滑な施行や中小企業等への周知を図るとともに、リスク分担型企業年金制度の周知や、年金基

## 中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」①

電力システム、ガスシステム及び熱供給システム改革の断行	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 料制改正要望等	秋	年末	通常国会			
	<p><b>＜電力システム改革＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改革の第1段階として、電力広域的運営推進機関を設立(2015年4月)</li> <li>改革の第2段階として、小売全面自由化を実施(2016年4月)</li> </ul> <p>改革の第3段階(送配電部門の法的分離等)に必要な措置を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力取引監視等委員会設立(2015年9月) ※ 電力・ガス取引監視等委員会に改編(2016年4月)</li> <li>商品先物取引法を改正し、「電力」を先物取引の対象に追加(2014年6月)</li> <li>電力先物市場協議会が報告書を取りまとめ(2015年6月)</li> <li>LNG現物市場創設(2017年4月)</li> </ul> <p><b>＜地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備＞</b></p> <p>FC(周波数変換設備)を、120万kWから210万kWまで増強(※2020年度を目標に運用開始)、その後300万kWまで増強 北本連系設備を、60万kWから90万kWまで増強 (※2019年3月を目標に運用開始)</p> <p><b>＜ガスシステム改革＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>導管の中立性確保等を盛り込んだガス事業法の一部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</li> <li>小売全面自由化を実施(2017年4月)</li> </ul> <p><b>＜熱供給システム改革＞</b></p> <p>料金規制の撤廃等の熱供給事業法の一部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015年の通常国会で成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>料金規制の撤廃等の実施(2016年4月)</li> </ul>							
								<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する</li> <li>地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC(周波数変換設備)の増強(120万kWから210万kWまで)については2020年度を目標に、北本連系設備の増強(60万kWから90万kWまで)については2019年3月の運用開始を目指す</li> </ul>

## 中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑩

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等②	＜金融資本市場の利便性向上と活性化＞								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁に「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設(2017年4月)</li> <li>インフラファンド市場を創設(2015年4月)</li> <li>不動産投資市場の政策を取りまとめ(2016年3月)</li> <li>日本証券クリアリング機構において、外貨建て金利スワップの取扱い開始や、金利スワップ取引と国債証券先物取引のクロスマージン制度導入(2015年9月)</li> <li>東京プロボンド市場の活性化に向けた市場関係者による取組を政府としても促進</li> <li>国債や株式等の決済期間の短縮化に向けた取組の着実な実施を促す</li> </ul>								
	＜金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化＞								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な金融規制改革の進め方について問題提起</li> <li>日本の問題提起に沿った動きが国際的にも見られつつある</li> </ul>								
	各国の金融当局との間で監督協力等に関する覚書締結・書簡交換を行うなど、連携を推進								
	新興国の金融当局との間で技術協力に関する覚書締結・書簡交換を行い、金融インフラの整備を支援								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁にアジア金融連携センターを設置</li> <li>同センターをグローバル金融連携センターに改組</li> </ul>								

## 規制改革推進会議について

### 1. 位置づけ

内閣府設置法37条2項に基づき内閣府本府組織令（31条、32条、規制改革推進会議令）にて設置され、同令32条により、「経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること」を目的とした内閣府の諮問会議（審議会等）である。

2016年7月末日に設置期限が終了した規制改革会議の後継組織。

### 2. 会議の進め方

（1）2018年6月までを1サイクルとして、規制改革の審議を進め、答申をとりまとめる。

（2）以下の5つのワーキング・グループ（以下「WG」）を設置する。

- ①農林WG
- ②水産WG
- ③医療・介護WG
- ④保育・雇用WG
- ⑤投資等WG

### 3. 答申の取扱い

内閣総理大臣に提出された答申を踏まえて、規制改革実施計画を閣議決定。平成25年以降は、毎年6月に閣議決定されている。

以上

## 会員の異動及び今後の会議日程について

### 【会員の異動】

#### 会員代表者変更

平成 30 年 4 月 1 日 ローズ・コモディティ株式会社

(新) 代表取締役社長 藤澤 欽弥

(旧) 代表取締役社長 榊原秀一

### 【会議の開催日程】

開催場所はいずれも東商取 5 階会議室

#### (1) 理事会

第 130 回理事会	平成 30 年 9 月 18 日 (火) 12 時～
------------	----------------------------

#### (2) 通常総会

第 19 回通常総会	平成 30 年 6 月 13 日 (水) 14 時～
------------	----------------------------

以上

## 役員選考委員会 委員名簿

会員名 50 音順

古 田 省 三	岡藤商事(株) 取締役相談役
姫 野 健 一	岡安商事(株) 取締役社長
依 田 年 晃	サンワード貿易(株) 代表取締役社長
二 家 勝 明	日産証券(株) 代表取締役会長
釣 持 宏 昭	北辰物産(株) 代表取締役社長
多々良 實 夫	豊商事(株) 代表取締役会長

以上 6 名

(定数: 6名以上 8名以内、役員選任規程第15条)